

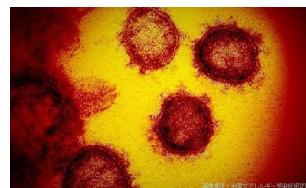
医療介護福祉政策研究フォーラム主催

2021年新春座談会

『コロナ後の医療と介護の展望』

～いかにして福井県の医療崩壊を防いだのか～

日本慢性期医療協会 副会長
福井県医師会 会長
池端 幸彦



令和3年1月14日

福井県の新型コロナウイルス感染症

～いかにして福井県の医療崩壊を防いだのか～

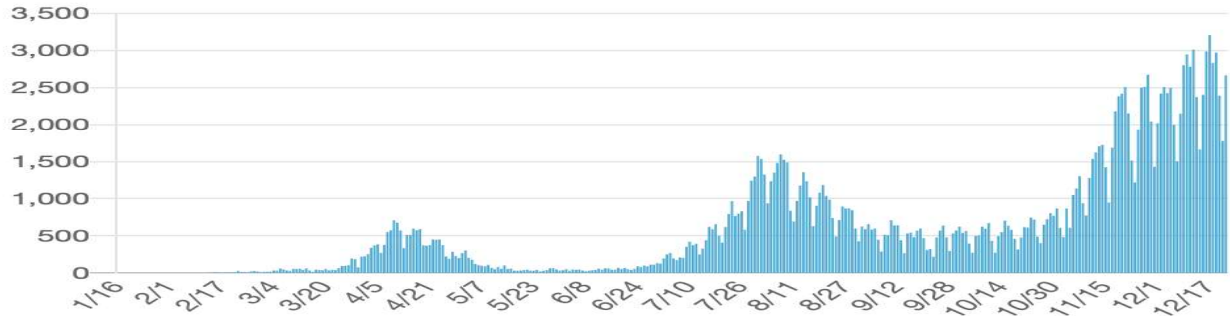
新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

厚生労働省ホームページより

2020.12.23日現在

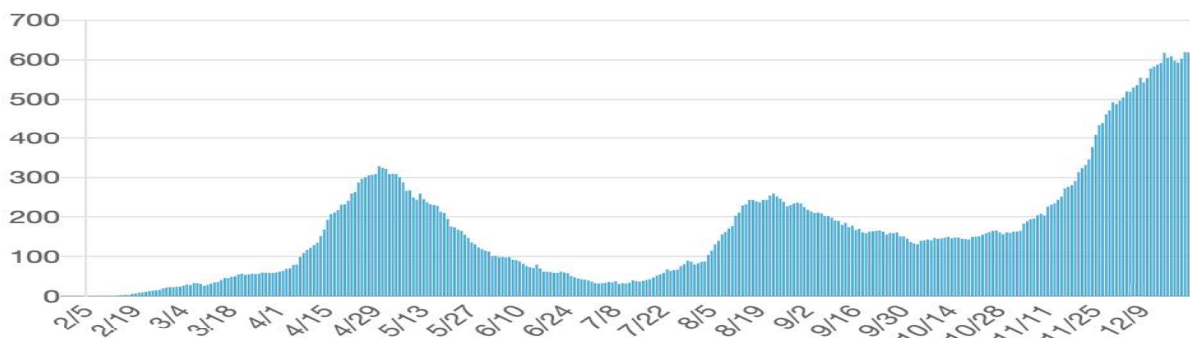
陽性者数

2,665 人
(累計 202,222 人)



重症者数

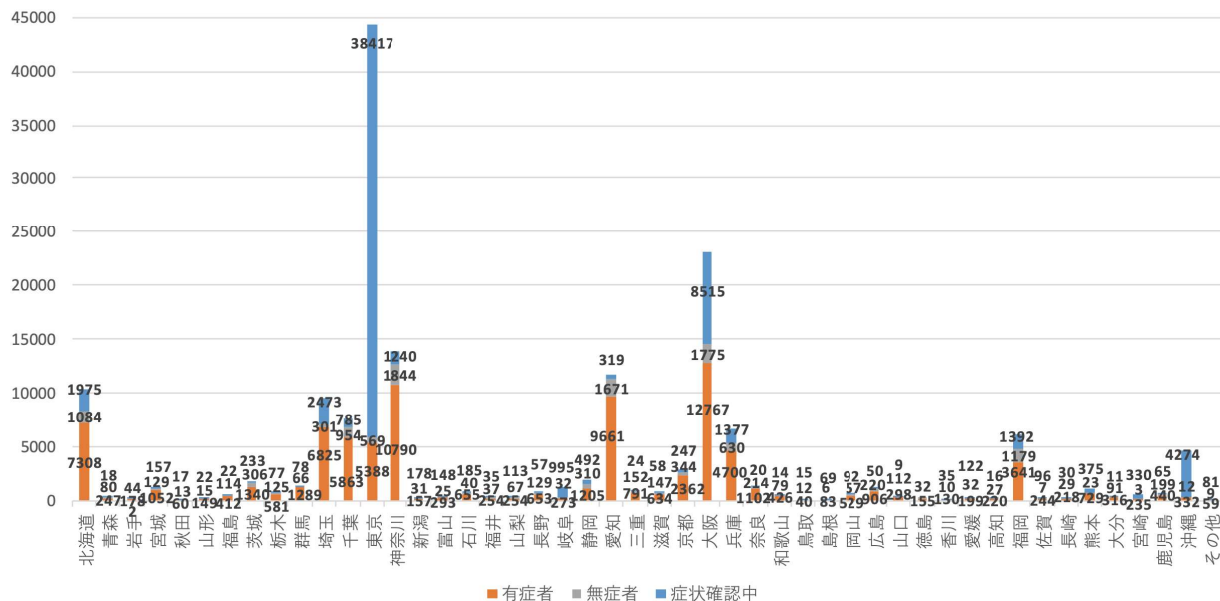
619 人
(前日比 -1 人)



新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（速報値）

令和2年12月9日18時時点

都道府県別人数

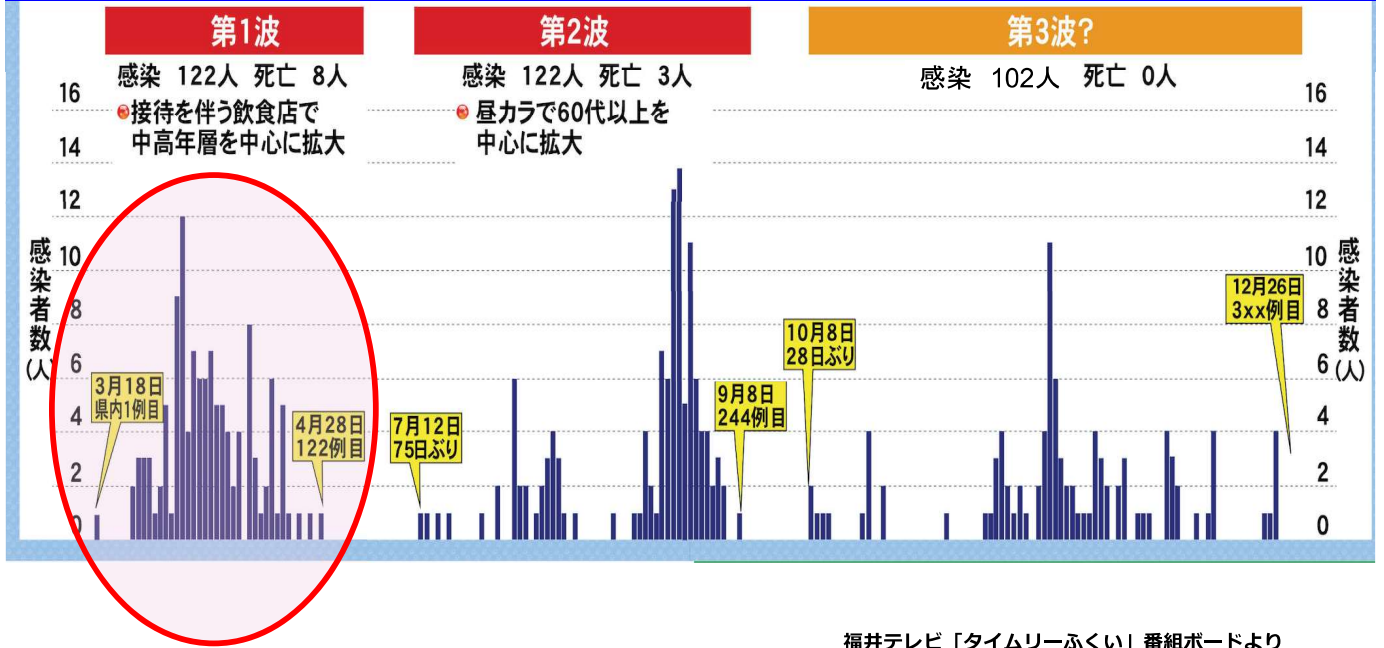


※重症から軽～中等症になった者 650名(+27名) (12月2日との比較)
 ※日本国籍が確認されている者 28,841名(+2,336名)、
 外国籍が確認されている者 1,589名(+67名) (12月2日との比較)
 ※その他は、長崎県のクルーズ船における陽性者数

注:厚生労働省が把握した個票の積み上げに基づき作成しており、再陽性者については、新たな発症として集計しているため、総数は現在当省HPで公表されている各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げた陽性者数とは一致しない。

厚生労働省ホームページより

福井県の新型コロナウイルス感染者数の推移

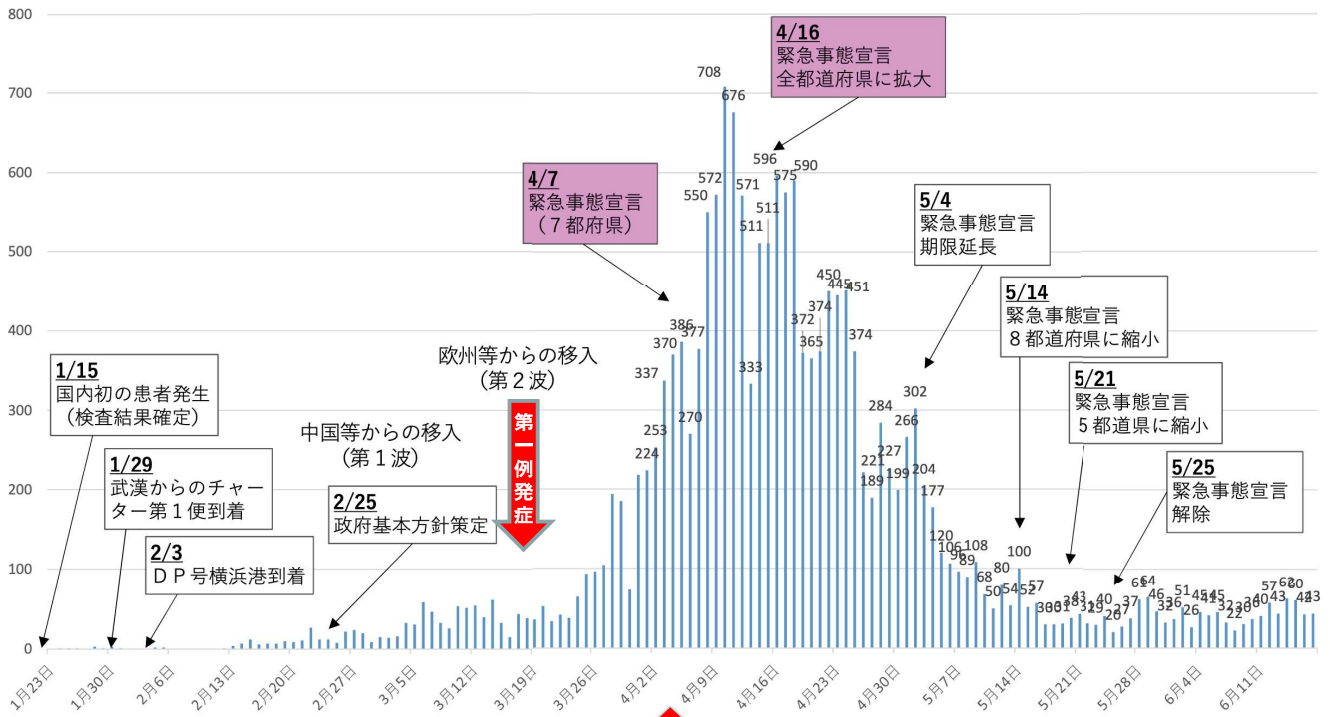


福井テレビ「タイムリーふくい」番組ボードより

新型コロナウイルス感染症にかかる経緯と国内発生動向

令和2年6月17日24時時点

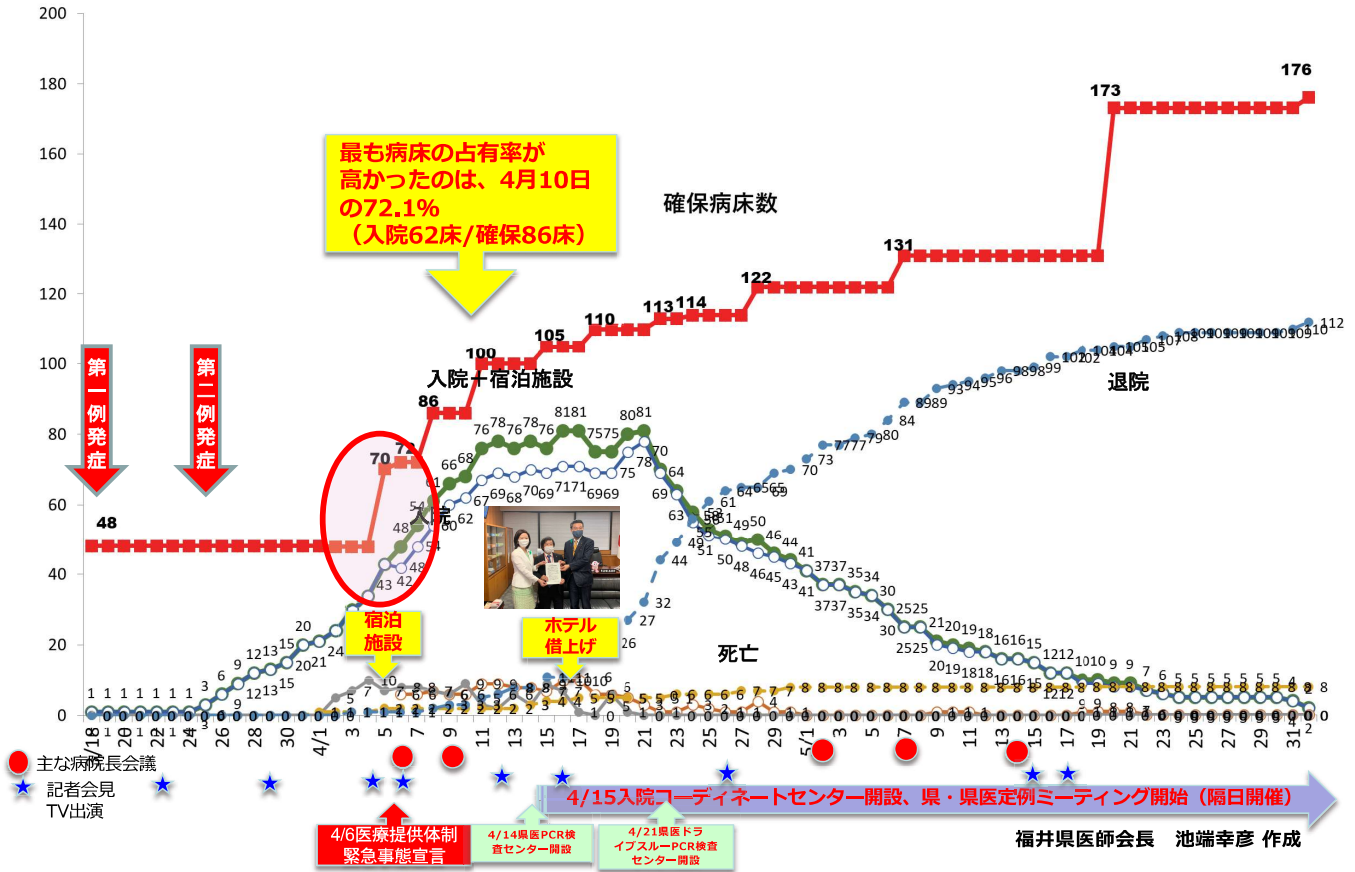
報告日別新規陽性者数



※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告を差し替えている。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
※2 5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。

新型コロナウイルス感染症患者の入退院等の推移

新型コロナウイルス感染症患者の入退院等の推移



福井県の新型コロナウイルス感染症医療体制 (第1波総括)

- 令和2年 3月18日 感染者第1例発生
- 3月25日 濃厚接触者からクラスター発生
- 3月27日 県対策本部より、厚労省クラスター対策班要請 →翌日合流
- 4月 3日 県より県医師会へ、宿泊療養施設への医師派遣要請
- 4月 5日 宿泊療養施設の運用開始(全国初)
- 4月 6日 県医師会から「医療提供体制緊急事態宣言」発出
厚労省対策本部より、リエゾンチーム派遣
県・県医師会合同、県内主要病院長会議を開催(以後計6回)
- 4月10日 感染症病床占有率が最大(72.1%、入院52床/確保病床86床)
- 4月12日 災害派遣医療チーム(DMAT) による「入院コーディネートセンター」を設置
- 4月14日 県、「緊急事態宣言」発出
県医師会PCRセンター開設(開業医の輪番制。指定医療機関等の負担を軽減)
- 4月15日 県医師会長・看護協会長・DMAT・県各責任者による定例ワーキング会議開始
(連日⇒隔日⇒毎週⇒隔週～現在)
- 4月21日 県医師会第2PCR検査センター(ドライブスルー方式)開設
- 4月24日 妊婦(36～39週)のPCR検査開始
民間ホテルを一棟(80室)借り上げて受け入れ開始
入院病床176床確保(重症～中等症対応103床、中等症～軽症対応73床)
- 4月28日 第122例を最後に第1波終息

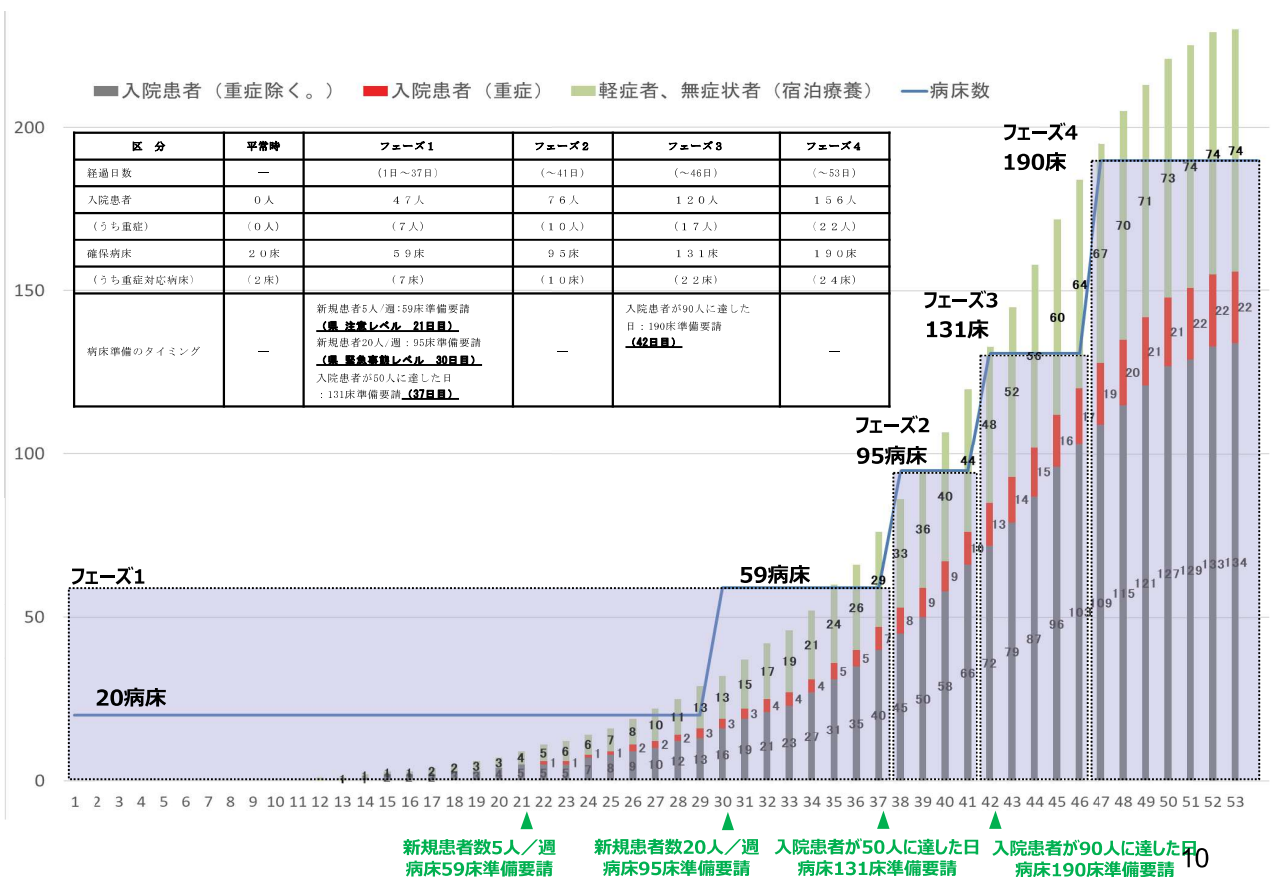
※感染症対策の知見を有する医師や看護師で構成する「福井県感染制御ネットワーク」が関係病院を訪問し、感染防止対策等を指導(3月～5月:9病院を訪問)

福井県医師会長 池端幸彦 作成

COVID-19第1波を振り返って・・・

- 初動の遅れは致命的かも！？
- 情報共有の重要性
- 多職種の意志疎通の重要性
 - ⇒ 定例ワーキング会議の開催
- D-MAT（入院コーディネート機能）と『福井県感染制御ネットワーク』の活躍
- 広報活動の重要性とその在り方
- 風評被害への対応
- 出口戦略を含む今後の検査・診療体制
- コロナ禍後の医療機関の経営の見通し

新たな患者推計に基づく病床確保計画



「新たな患者推計」に対応した各病院の新型コロナ感染者の受入れ病床数（想定）

区分	病院名	確保病床数	平常時	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	4週目末
			20床確保	59床確保	95床確保	131床確保	190床確保	
			次体制移行 新規患者6人/週 (県注意レベル)	次体制移行 新規患者20人/週 (県緊急事態レベル)	次体制移行 入院患者が50人 に達した日	次体制移行 入院患者が90人 に達した日		
区分A (4病院)	重症 (ICU・HCU)	12	1	3	5	10	※1 12	10
		20	3	10	18	15	20	20
	中等症 (ICU)	4	1	1	2	4	4	7
		20	3	10	13	15	20	14
	重症	3	-	-	-	※2 3	※2 3	3
		17	-	-	-	7	17	17
	重症 (ICU)	3	-	※3 3	※3 3	※3 3	※3 3	3
		29	-	-	-	20	29	29
区分B (感染指定)	中軽症	6	4	6	6	6	6	6
		20	4	14	15	15	20	20
	中軽症	2	2	2	2	2	2	2
		2	-	-	-	※4 2	※4 2	2
区分B	※5 中軽症	14	2	10	10	8	14	13
		2	-	-	2	2	2	2
	中軽症	3	-	-	3	3	3	3
		5	-	-	5	5	5	5
	中軽症	8	-	-	-	-	※6 8	8
		6	-	-	3	3	6	6
	中軽症	5	-	-	2	2	5	5
6		-	-	6	6	6	6	
中軽症	3	-	-	-	-	3	3	
	計	190	20	59	95	131	190	170
	うち重症	24	2	7	10	22	24	

- ※1：HCUが完成した場合
- ※2、3：県立病院および日赤病院において重症患者の受入れが困難な場合に対応
- ※4：受け入れている入院患者が重症化し、他病院での受入れが困難な場合に対応
- ※5：フェーズにかかわらず重度心身障がい児を受入れ
- ※6：クラスター発生等により急激に患者が増加した場合は、フェーズにかかわらず最大64床まで対応

福井県新型コロナウイルス感染症対策本部 作成

医療提供体制を守るため、外出自粛や適切な受診行動が求められる

4月1日▶
日本医師会「医療危機的状況宣言」



◀4月6日
福井県医師会「医療提供体制緊急事態宣言」

4月7日 東京, 埼玉, 神奈川, 千葉, 大阪, 兵庫, 福岡に緊急事態宣言
4月16日 緊急事態宣言を全国に拡大



日曜朝8時30分からの地方局30分
報道番組には、3月からほぼ準レ
ギュラー出演!?(^_^;)



ともに、明日へ
タイムリ-

かかりつけ医療機関での 必要な受診・健診・予防接種を 控えないでください。

お陰様で、5月15日に、福井県医師会が独自に発行した「医療提供体制の緊急事態宣言」を解除いたしました。県民の皆様の外出自や休業要請へのご協力もあり、今般の医療崩壊の危機は脱することができました。心より感謝申し上げます。

しかしながら新型コロナウイルス感染症の懸念から、普段必要な受診まで控える傾向が強まっています。病気の早期発見と早期治療、病状変化への対応が遅れ、危険な状態に至るケースも出ています。また、外出自粛による運動不足や感染の恐怖による精神疲労により、皆様の心身は予想以上にダメージを受けていることも懸念されます。

福井県、各市区、各保健所、各保険者とも協力し、県内の医療機関では感染症対策をこれまで以上に強力に実施しております。健康診断・人間ドック、がん検診・定期予防接種なども必要、必要な受診を控えることは健康悪化のリスクが高まります。不安を抱えることなく、是非、これまでどおりお気軽にかかりつけの医療機関へ受診・相談してください。



池端 幸彦
福井県医師会会長

健康診断・人間ドックを再開しています

各市区の国民健康保険人間ドック、後期高齢者人間ドック、特定健診、がん検診も再開します。政府による緊急事態宣言期間中、各医療機関では健康診断・人間ドックを一部中止していましたが、緊急事態宣言の解除を受けて、適切な感染症対策を実施し、安全な受診環境を確保した上で、再開しております。（医療機関によっては一部受診を引き続き中止している場合があります）

がん検診	受診券・無料クーポン券の郵送を開始します	各市区の特定健診、がん検診の受診券についてお問い合わせは、お住まいの市区へ
がんはコロナ前でも悪化します。がん検診は必ず受けましょう。 ① はがき検診、「癌の心配」人間ドック「子宮がん検診」「乳がん検診」が受診券は、予約システムを運用中の市区には送付できません。運用中にしてほしい市区は必ずお電話ください。 ② がん検診1,000～2,000円（市）または1,000円以下で受診できますので、必ず受けましょう。 ③ 自費の受診の方は予約システムが運行される市区があります。 ④ 毎月1日受診されるがん検診は、指定医療機関にて電話予約して受診する「腫瘍検診」および①の市区で受診が可能な市区は、指定医療機関にて電話予約して受診する「腫瘍検診」があります。 ⑤ 検診検診を受ける医療機関は、福井県医師会ホームページに掲載しております。	福井市健康センター 0776-24-2354 敦賀市健康センター 0776-25-5311 小浜市健康センター 0776-55-2222 大野市健康センター 0776-65-2333 津市健康センター 0776-75-2005 越前市健康センター 0776-55-1138 あわら市健康センター 0776-73-8023 福井市健康センター 0776-24-2321 敦賀市健康センター 0776-24-2307	北守健康センター 0776-41-0111 福井市健康センター 0776-41-8000 南越前健康センター 0776-47-8007 越前町健康センター 0776-46-8710 福井県健康センター 0776-24-2514 福井市健康センター 0776-24-2593 あわら市健康センター 0776-73-1155 若狭市健康センター 0776-63-2321

一般社団法人 福井県医師会 | 福井県医師会 | <http://www.fukui.med.or.jp>

次のインフルエンザ流行に向けた発熱患者等の相談・診療・検査の流れ（福井・坂井）

- 一般の医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で外来診療・検査を行う体制を整備する。
- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に事前に電話予約の上、受診する。**

圏域内曜日別対応医療機関数

	月	火	水	木	金	土	日
AM	82	84	83	76	86	68	4
PM	112	106	81	60	103	38	4



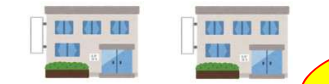
**全県279施設
(県内全医療機関の5割超)**

かかりつけ医等の地域で身近な医療機関（約250施設）

相談センター
(患者・接触者相談総合センター)

発熱患者の診療・検査を行わない場合

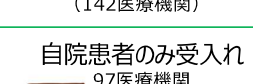
発熱患者等を診ない医療機関



構造的に動線を分けられない等
108医療機関

発熱患者の診療・検査を行う場合

診療・検査医療機関
(142医療機関)



自院患者のみ受入れ
97医療機関

土日の診療体制の補完

・県医師会感染症対策センター
・福井市休日急患センター

- ・最寄りの適切な医療機関の案内
- ・必要に応じて受診調整
- ・濃厚接触者の受診調整

地域の「診療・検査医療機関」、対応可能時間等を情報共有

案内

紹介患者受入れ医療機関
(旧帰国者・接触者外来等)
43医療機関

緊急性がある・入院が必要な患者の診療・検査

感染症指定医療機関
(県立・日赤)

案内、受診調整

濃厚接触者

緊急性がある・入院が必要な患者の診療・検査

県内の新型コロナウイルス感染症検査数 (令和2年11月分)

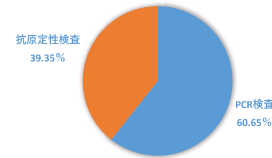
福井県内における検査件数 (11月分)

公表日	検査実施日	県実施分	医療機関実施分 (G-MIS報告)	計
11月3日	11月2日	7	60	67
11月4日	11月3日	1	11	12
11月5日	11月4日	3	67	70
11月6日	11月5日	2	40	42
11月7日	11月6日	3	45	48
11月8日	11月7日	11	34	45
11月9日	11月8日	1	15	16
11月10日	11月9日	264	96	360
11月11日	11月10日	98	94	192
11月12日	11月11日	87	80	167
11月13日	11月12日	42	103	145
11月14日	11月13日	49	73	122
11月15日	11月14日	8	45	53
11月16日	11月15日	29	36	65
11月17日	11月16日	5	158	163
11月18日	11月17日	120	137	257
11月19日	11月18日	167	166	333
11月20日	11月19日	225	176	401
11月21日	11月20日	52	157	209
11月22日	11月21日	12	60	72
11月23日	11月22日	84	30	114
11月24日	11月23日	25	49	74
11月25日	11月24日	18	169	187
11月26日	11月25日	31	103	134
11月27日	11月26日	174	134	308
11月28日	11月27日	18	118	136
11月29日	11月28日	25	61	86
11月30日	11月29日	39	63	102
12月1日	11月30日	10		10
	11月以降分	1,610	2,380	3,990
	11月2日から22日までの平均分		80.1	

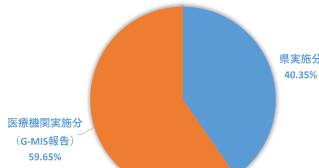
検査種類実施状況

11月	検査種類				計
	PCR検査	検査実施率	抗原定性検査	検査実施率	
病院	1,171	74.82%	394	25.18%	1,565
診療所	166	42.03%	229	57.97%	395
県代行入力	369	43.26%	484	56.74%	853
計	1,706	60.65%	1,107	39.35%	2,813

検査種類別 (全体)



検査件数



【11月分感染者数】

医療機関分 19例
(陽性率 0.8%)

県実施分 43例
(陽性率 2.7%)

※県実施分の対象は、接触者、濃厚接触者中心

※G-MISのID発行がまだされていない医療機関もあることから、今後、検査件数が増える可能性があります。

※G-MISへの入力を1週間単位で実施されている医療機関もあることから、今後、検査件数が増える可能性があります。

19
福井県医師会長 池端幸彦 作成

一般の医療機関等がPCR等行政検査委託契約を結ぶ意義

- インフルエンザ流行期における発熱患者等の診療体制の充実
- 新型コロナウイルス感染症流行時の行政検査協力体制の充実
- 一般医療機関における新型コロナウイルス感染症対策と院内教育の充実
- 地域住民への啓蒙活動

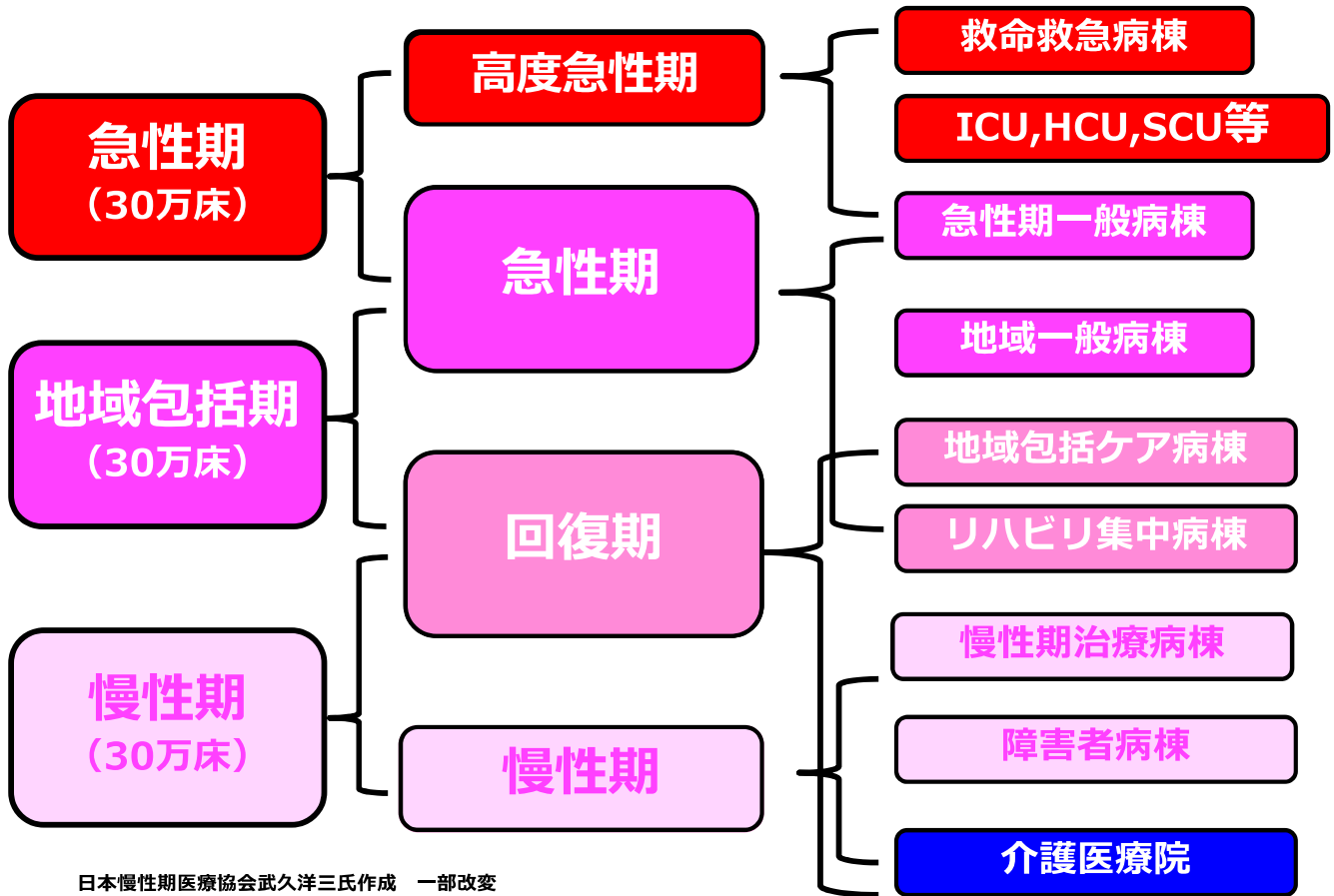
20
福井県医師会長 池端幸彦 作成

With or Post コロナ時代を見据えた 我が国の医療提供体制の今後

With or Post コロナ時代を見据えた 我が国の医療提供体制の今後

- 新興・再興感染症の今後
- 地域医療構想による病床再編と病病連携・病診連携
- 医療のデジタルトランスフォーメーション（DX）
- 地域包括ケアシステムの複合化とマネジメント改革
- 全世代型社会保障長期ビジョンと財源問題
- コロナ禍後の診療報酬・介護報酬改定
- 医師の働き方改革・偏在対策と介護人材対策

これからの入院医療の流れ



日本慢性期医療協会武久洋三氏作成 一部改変

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた電話等情報通信機器を用いた診療等に関する時限的な取扱い

電話やオンラインによる診療・服薬指導の活用

	通常の取扱い	これまでの対応 (R2.2.28及びR2.3.19事務連絡)	今回の対応 (R2.4.10事務連絡)
オンライン診療 (指針)	<ul style="list-style-type: none"> 初診及び急病急変患者は対面診療が原則 事前に対面診療により十分な医学的評価を行った上で、診療計画を作成する必要 症状の変化に対して処方する場合は、その旨をあらかじめ診療計画への記載が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療を初診からオンラインで行うことは困難 在宅等の無症状・軽症の新型コロナウイルス陽性者に対し、診断した医師等が、電話やオンラインにより診療することは可能 慢性疾患を抱える定期受診患者について、症状に変化が生じた場合においても、電話やオンラインにより継続的な処方や症状の変化に対する処方が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 医師が医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話やオンラインにより診断や処方を行うことが可能 (下記の点に留意) <ul style="list-style-type: none"> 濫用や横流しのリスクに対応するため、初診から電話やオンラインによる診療を行う場合、麻薬及び向精神薬の処方は不可 診療録や診療情報提供書等により患者の基礎疾患の情報を把握できない場合、医療の安全性等の観点から、処方日数は7日間を上限とし、ハイリスク薬の処方も不可 地域での実効あるフォローアップを可能とするため、必要に応じて、対面診療への移行を促す、または、事前に承諾を得た医療機関へ紹介
服薬指導	<ul style="list-style-type: none"> 服薬指導は対面で行わなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 電話やオンラインにより診療が行われた場合、電話やオンラインにより服薬指導が可能 (薬剤は郵送等により患者宅に送付) 	<ul style="list-style-type: none"> 対面診療を受診した場合も含め、薬剤師が適切と判断した場合には、処方箋の複製・偽造等を防止し、服薬後の状況を確認することとした上で、電話やオンラインによる服薬指導を行うことが可能
診療報酬	<ul style="list-style-type: none"> 上記による診療等について、オンライン診療料や処方箋料、服薬指導に係る報酬等を算定可能 	<ul style="list-style-type: none"> 上記による診療等について、再診料(電話等再診)や処方箋料、服薬指導に係る報酬等を算定可能 	<ul style="list-style-type: none"> 電話やオンラインによる初診について、初診料として214点を算定 定期的に対面診療を受けていた慢性疾患を抱える患者に対し電話やオンラインによる診療を行なった場合の管理料を100点から147点に引き上げ

実施状況と課題

<実施状況>

- 8月5日時点で、電話・オンラインによる診療を実施する医療機関は、約16,000機関。このうち、初診から実施する医療機関は、約6,000機関。
- 初診から電話・オンラインによる診療を実施したと報告のあった件数は、4月が約5,300件、5月が約9,700件、6月が約5,700件。

<課題>

- 上記の時限的な取扱いは、感染が収束するまでの間とし、原則として3ヶ月ごとに、感染拡大の状況、施策の実用性と実効性の確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を実施することとしている。この検証の結果を踏まえ、時限的な取扱いのうち医療の現場に定着すべき所要の措置について検討を進める。

オンライン資格確認の今後

オンライン資格確認は**今後のデータヘルスの基盤**となります

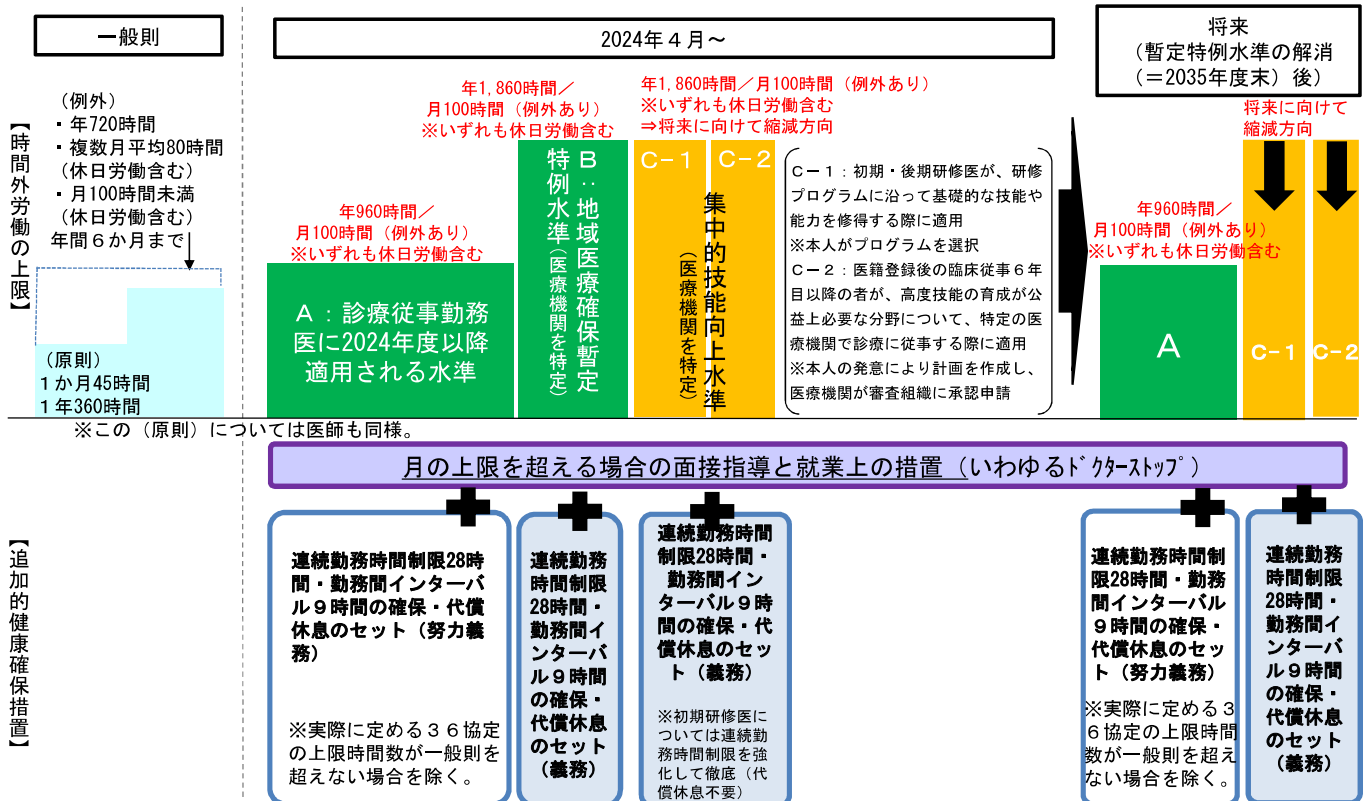
今後拡大予定の機能

- ・ 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診情報のみですが、**対象となる情報を拡大**します。(令和4年夏を目処)
手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。
- ・ オンライン資格確認等システムを基盤とし、**電子処方箋の仕組みを構築**します。(令和4年夏を目処)
紙の受け渡しが不要になり、**薬剤情報共有のリアルタイム化(重複投薬の回避)**が可能となります。
- ・ **閲覧・活用できる健診等を拡大**します。(令和4年度早期)
- ・ 現在対象になっていない**生活保護受給者の医療券**も対象にする(令和5年度中)など順次対象を広げていきます。
- ・ **モバイル端末でのオンライン資格確認**も検討しています。(令和2年度研究事業)

25 18

オンライン資格確認の導入についての説明資料より(厚生省保険局)

医師の時間外労働規制について①



※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的取組を講ずる26

4

看護師の特定行為に係る研修機関の養力向上支援事業 【新規】

事業目的

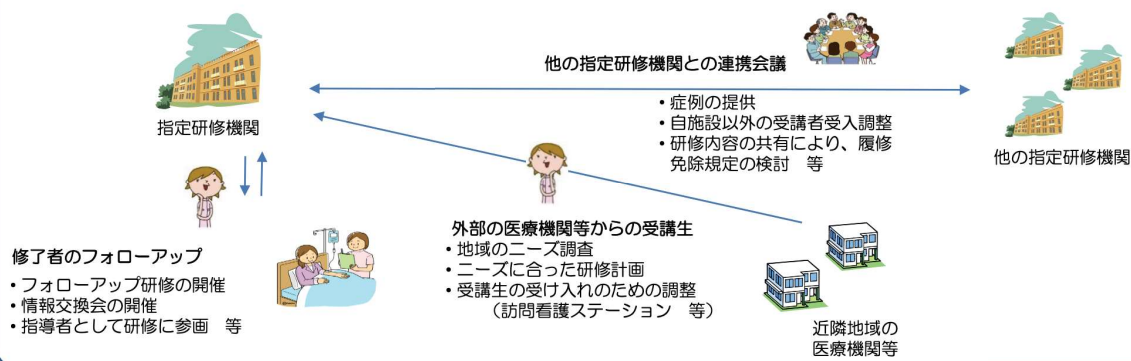
令和3年度要求額 52,828千円 (令和2年度予算案 0千円)

- 2025年に向けて、看護師の特定行為に係る研修制度の更なる推進を図るためには、より多くの特定行為研修修了者を養成し、確保する必要がある。
- そのためには、新たな指定研修機関の確保に加え、特定行為研修修了者を養成する指定研修機関において、研修の継続的な実施、定員の増員など、より多くの修了者を養成するための効率的な指定研修機関の運営を促進する必要がある。
- また、働きながら受講することを希望する看護師の受講行動を促すため、所属施設が指定研修機関ではない場合にも、身近な指定研修機関において受講が可能な環境の整備等を進める必要がある。
- 各指定研修機関において様々な要因が影響すると考えられるが、より多くの機関で特定行為研修修了者をさらに養成することを促進するため、本事業において、より多くの受講者に研修を実施するために、どのような取り組みが効果的であるか検証する。

事業概要

特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成のため、近隣地域の医療機関等や受講者のニーズの把握のための費用、自施設以外からの受講者を受け入れるにあたって必要な調整のための事務費、実習症例の確保等を目的とした指定研修機関等との連携に必要な費用、修了者のフォローアップ研修や情報交換会などに係る費用等について支援を行い、指定研修機関の運営についての検証を行う。

【補助先：指定研修機関】



厚生労働省ホームページより

27

COVID-19感染対策の極意

- 1) **CHANGE! or DIE!! 現状維持 即脱落!**
- 2) **対策の3要素：①Vision ②Plan ③Leadership**
- 3) **「働き方改革」は「生き方改革」**
時間で動く → 成果で動く
- 4) **対策の3原則：①簡素化 ②透明化 ③分権化**
「権限移譲」は、人を育てる最大のツール
- 5) **報告の3原則：**
①トラブルはすぐ ②悪いことから ③ウソをつくな
- 6) **上司の3資質：①実績 ②理論 ③人徳**
- 7) **責任者の3要素：①伝える ②決める ③逃げない**

CHANGE!

or DIE!!

29

**Act Now for the
Future**

～未来のための今～

プロフィール

2020.12.1 現在



氏名：池端幸彦（いけばた ゆきひこ）
生年月日：昭和30年4月18日 65歳（福井県越前市生まれ）
所属：医療法人池慶会（ちけいかい）池端病院
現職：理事長・院長
学歴：福井大学教育学部（現・教育地域科学部）附属小学校
同 附属中学校
慶應義塾高等学校
慶應義塾大学医学部

昭和43年卒業
昭和46年卒業
昭和49年卒業
昭和55年卒業

【経歴】

昭和55年 慶應義塾大学医学部卒業、同大学医学部外科学教室入局
昭和56年 浜松赤十字病院 外科
昭和57年 国立霞ヶ浦病院 外科
昭和58年 慶應義塾大学病院 一般消化器外科助手
昭和61年 池端病院 副院長
平成01年 池端病院 院長（～現在）
平成09年 医療法人池慶会 理事長（～現在）
平成20年 社会福祉法人雛岳園（すうがくえん）〔愛星保育園・たんぼぼ保育園〕理事長（～現在）

【現在の主な役職】

（全国）

日本慢性期医療協会 副会長
全国デイ・ケア協会 理事
中央社会保険医療協議会（中医協）委員
社会保障審議会 医療保険部会 構成員
厚労省 在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ構成員
厚労省 高齢者医薬品適正使用検討会 構成員
日本医師会 地域包括ケア推進委員会委員長
日本医師会 代議員

（県内）

福井県医師会 会長
福井大学医学部 臨床教授
福井県医療審議会 会長
福井県慢性期医療協会 会長
福井県介護保険審査会 会長
全日本病院協会 福井県支部長

【主な資格】

日本外科学会認定医、日本消化器外科学会認定医、日医認定スポーツ医
日医認定産業医、認知症サポート医、介護支援専門員